

令和6年度（2024年度） 保育所等利用案内



彦根市子ども未来部幼児課

TEL 0749-23-9597 (直通)

FAX 0749-26-1768

MAIL jidokatei@ma.city.hikone.shiga.jp

住所 彦根市平田町 670 番地

※本冊子に掲載されている内容は、令和5年8月時点の情報であり、今後変更になることがあります。



彦根市幼児課ホームページ



彦根市電子申請サービス



施設情報(ここ de サーチ-WAM NET)



Hikone Castle Town
彦根城を世界遺産に

目次

保育所等利用案内			
利用申込みから保育料決定までの日程(4月利用)	P 1	⑪ (福) しあわせ保育園	P 27
1 保育施設の種類	P 2	⑫ (福) 稲枝ふたば保育園	P 28
2 保育所等の見学等について	P 2	⑬ (福) ことぶき保育園	P 29
3 保育の必要性の認定	P 3	⑭ (福) みづほ保育園	P 30
4 保育の必要量	P 3	⑮ (福) ノゾミ保育園	P 31
5 保育認定の事由	P 4	⑯ (福) めぐみ保育園	P 32
6 応募資格	P 5	⑰ (福) るんびに一保育園	P 33
7 利用申込受付期間および申請方法	P 5	⑱ (福) 彦根乳児保育所	P 34
8 保育所等の利用に必要な書類	P 6	⑲ (福) どんぐり保育園	P 35
9 保育料について	P 8	⑳ (福) 森の子保育園	P 36
10 利用審査について	P 9	㉑ (福) 旭森乳児保育園	P 37
11 利用決定後の留意事項	P 9	㉒ (福) レイモンド大藪保育園	P 38
12 保育時間について	P 10	㉓ (福) ほいくえんももの家だいち	P 39
13 土曜日等の保育について	P 10	㉔ (福) こだまそよかぜ保育園	P 40
14 災害等発生時の保育について	P 10	㉕ (福) どんぐりけんだいまえ保育園	P 41
15 広域利用について	P 10	㉖ (学) ひこねさくら保育園	P 42
16 施設情報について	P 11	㉗ (医) 彦根かんがる一保育園	P 43
保育所等利用調整基準表	P 12	㉘ (福) ウェルネス保育園彦根	P 44
(参考) 保育料徴収基準額表	P 13	㉙ (株) アイグラン保育園南彦根	P 45
気象警報発表時等における保育の実施について	P 14	㉚ 市立平田こども園	P 46
病児・病後児保育のご案内	P 15	㉛ (学) 認定こども園 聖ヨゼフこども園	P 47
		㉜ (有) 認定こども園 ABC ENGLISH プリスクール	P 48
		㉝ (福) 認定こども園 ひかりの森	P 49
		㉞ (株) (仮称) 金城こども園	P 50
		㉟ (株) ほほえみ園	P 51
		㊱ (特非) ホームインホーム パレット	P 52
		㊲ (株) にこにこおひさま園	P 53
		㊳ (株) つぼみ保育園	P 54
		㊴ (医) かるがも保育所	P 55
		MAP	P 56
		保育所等一覧表	P 57



【保育所等利用申込みから保育料決定までの日程（4月利用）】

（1）利用申込受付期間

- 一次審査受付 令和5年10月2日（月）～ 10月31日（火）
- 二次審査受付 令和5年11月1日（水）～ 令和6年1月5日（金）

（2）利用審査

一次審査 11月 ・ 二次審査 1月

（3）利用決定

一次審査 12月中旬頃 ・ 二次審査 1月下旬頃

保育所等の利用の可否については、保護者へ文書で通知します。
保育所等の利用が決定した方には、支給認定証および利用調整結果通知書を送付します。

（4）保育所等利用準備期間（利用説明会、健康診断等）

- ※提出書類 ①彦根市市税等口座振替依頼書（金融機関等に提出）
②国外での収入等が確認できる書類
（令和5年1月1日時点で国外に居住されていた方のみ）
事務処理の都合上、利用が決定された方は、令和6年3月8日（金）までに提出をお願いします。

P6～7『8 保育所等の利用に必要な書類』、P8『9 保育料について』参照

（5）保育料決定通知

令和6年4月中旬 令和6年4月分～令和6年8月分の保育料の決定を行います。
令和6年9月中旬 令和6年9月分～令和7年3月分の保育料の決定を行います。

P8『9 保育料について』参照

【年度途中からの利用を希望の場合】

電子申請受付期間は希望月の前月10日（申込用紙による申請の場合、10日が土日祝の場合は前開庁日）です。年度途中の場合、希望施設は第一希望施設しかお選びいただけません。希望月の前月下旬に利用の可否を決定し、利用できることになった場合は、電話で連絡します。また、利用できない場合は、その旨を文書でお知らせします。

（利用できない場合は待機となり、次月以降、利用できることが決定した時点で改めて連絡します。）

なお、第一子の育児休業を明けて、年度途中の入所をお考えの場合、一斉募集期間にお申込ください。考慮して調整しますが、ご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。

令和6年度保育所等利用案内

保育所等の利用を希望する方は、この利用案内をよく読んで申込みをしてください。

1 保育施設の種類

保育所（園）、認定こども園、地域型保育（小規模保育事業所、事業所内保育事業所など）（以下：「保育所等」といいます。）とは、保護者の就労や、疾病等の理由のために、日々家庭において保育することができない小学校就学前の子どもを、保護者に代わって保育することを目的とした施設です。

主な施設	内容	対象年齢
保育所	就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育を行う施設	0歳児から5歳児
認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、教育と保育を一体的に行う施設	0歳児から5歳児
地域型保育 （小規模保育事業所など）	保育所より少人数（19人以下）で、0歳から2歳の子どもの保育を行う施設	0歳児から2歳児
幼稚園	幼児期の教育を行う施設	3歳児から5歳児

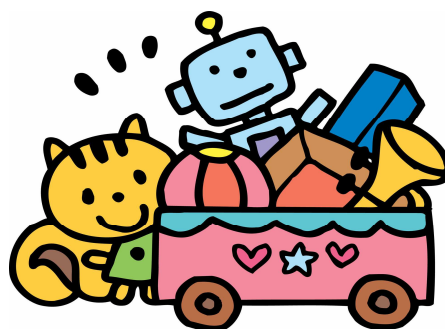
※ 本市の認定こども園、市立平田こども園（P46）、聖ヨゼフこども園（P47）、ひかりの森（P49）、（仮称）金城こども園（P50）は0歳児から5歳児、ABC ENGLISH プリスクール（P48）は2歳児から5歳児です。

※ 彦根乳児保育所（P34）、旭森乳児保育園（P37）については0歳児から3歳児です。

2 保育所等の見学等について

保育所等の見学を希望する場合は、直接保育所等へお問い合わせください。

また、気になることがある場合は、申請の前に、利用が決まった場合に通えるか、条件や送り迎えが可能か等を確認してください。



3 保育の必要性の認定

保育所等の利用を希望する場合は、お子さんの年齢に応じた保育を必要とする認定（以下、「保育認定」といいます。）を受ける必要があります。

支給認定区分	対象年齢	内容	利用できる主な施設
保育認定 (2号認定)	満3歳以上	子どもが満3歳以上で「保育が必要な事由」に該当し、保育施設での保育を希望する場合	保育所 認定こども園(長時部) 地域型保育事業所
保育認定 (3号認定)	満3歳未満	子どもが満3歳未満で「保育が必要な事由」に該当し、保育施設での保育を希望する場合	保育所 認定こども園(長時部) 地域型保育事業所
教育標準時間認定 (1号認定)	満3歳以上	子どもが満3歳以上で教育を希望する場合	幼稚園 認定こども園(短時部)

4 保育の必要量（保育所等を利用できる時間）

保育認定を行う場合、同時に「保育の必要量」の認定を行います。

「保育の必要量」には、「保育標準時間」と「保育短時間」の2種類があります。

保育標準時間の認定を受けた場合は、1日に最大11時間までの範囲で、保育を必要とする時間を利用することができ、保育短時間の認定を受けた場合は、1日に最大8時間までの範囲で、保育を必要とする時間を利用することができます。（ただし、保育標準時間認定を受けた場合で、延長保育を利用する場合はそれ以上利用できます。）

※保育短時間認定は、午前8時から午後4時30分までの間で1日8時間以内の利用となり、「保育短時間」の保育時間は、園により異なります。

※「保育短時間認定」を受けた方が、各園が設定した「保育短時間」を超えて保育を利用されるときは、延長保育料が必要になる場合があります。

保育を必要とする事由	保育必要量
就労 月120時間以上	標準時間
就労 月60時間以上120時間未満	短時間
妊娠・出産 産前2か月から産後2か月	標準時間（希望により短時間も可）
その他 産後3か月から産後6か月	短時間（育児休業の取得で産後12か月まで延長する場合も含む）
疾病・障害	希望による
介護・看護	希望による
災害復旧	標準時間（希望により短時間も可）
求職活動	短時間
就学 月120時間以上	標準時間
就学 月60時間以上120時間未満	短時間
その他	事由内容による

5 保育認定の事由

保育認定を受けられるのは、児童の保護者が以下の「保育の必要性の事由」のいずれかに該当する場合です。

【保育の必要性の事由】

保育の必要性の事由	認定基準	認定の有効期限
① 就労	1か月に60時間以上就労することを常態としている場合。 ※育児休業明けで保育所等の利用を希望する場合は、ならし保育のため、復職予定日の前月初日から「就労」の事由に該当します。 (例)5月復帰の場合:4月1日から該当 ※フルタイムのほかパートタイム、居宅内の労働、自営業なども含む	当該子どもの小学校就学前まで
② 妊娠・出産	母親が妊娠中であるか、出産後間がない場合 ※「②妊娠・出産」の認定の有効期間(保育所等の利用可能期間)については、 <u>産前2か月から産後2か月まで</u> としておりますが、産後3か月以降についても「⑧その他」を準用し、 <u>最長で出産予定日前2か月から産後6か月の間での利用申込ができます。</u> <u>また、育児休業を取得したのち復職する場合に限り産後12か月まで延長することができます。</u>	産前2か月前にあたる日の属する月の初日から産後2か月を経過する日の属する月の末日まで
③ 疾病・障害	保護者が疾病にかかり、もしくは負傷し、または心身に障害がある場合	当該子どもの小学校就学前まで
④ 介護・看護	同居もしくは長期間入院等している親族を常時介護または看護している場合	※左記の保育が必要な理由に該当しなくなった場合はその時点まで
⑤ 災害復旧	保護者が火災、風水害等の被害に遭い、その復旧に当たっている場合	
⑥ 求職活動	求職活動中または保育所等入所後に求職活動をする場合	有効期間の開始日から3か月を経過する日の属する月の末日まで
⑦ 就学	保護者が学校または職業訓練校に在学している場合	保護者の卒業予定日の属する月の末日まで
⑧ その他	保育が必要な状態であると市長が認める場合	市長が必要と認める期間

※留意事項

「下の子の保育のため」、「集団生活に慣れさせるため」、「社会生活を身につけさせるため」、「友だちを作るため」、「遊ぶ場所がないため」というような理由だけでは保育の必要性の事由に該当しません。

6 応募資格

令和6年4月1日時点で保護者の住民登録が本市にある方（令和6年4月1日までに彦根市に転入することが確実な方を含む。）で、「保育の必要性の事由」に該当し、保育所等での保育を希望される方。

7 利用申込受付期間および申請方法

（1）申請期間

・1次受付（審査）

令和5年10月 2日（月）午前8時30分から

令和5年10月31日（火）午後11時59分まで

※保育の必要性の事由が「求職活動」の場合も受け付けますが、二次審査での審査対象となります。

・2次受付（審査）

令和5年11月1日（水）午前8時30分から

令和6年 1月5日（金）午後11時59分まで

【対象者】

一次審査で希望施設に入所できなかった方。

一次受付で保育の必要性の事由が「求職活動」の方。

二次受付で利用申込をした方。

※受付期間内の申込みを優先しますので、期間内に申し込んでください。ただし、定員を超える申込みがあった場合は、期間内の申込みであっても希望する保育施設を利用できない場合があります。

※保育所等（2・3号認定）と市立幼稚園等（1号認定）を併願することはできません。

※私立幼稚園等（1号認定）の募集について、みどり幼稚園は9月1日号の広報にて、聖ヨゼフこども園および（仮称）金城こども園は10月1日号の広報にて、市立幼稚園は11月1日号の広報にて日程等を掲載しています。

（2）申請方法

申請方法は電子申請（原則）となります。（お持ちのスマートフォン等から申込みいただけます。）以下のQRもしくはURLから申請フォームにアクセスいただき、必要な情報の入力と保育の必要性の事由を証明する書類（P6『8 保育所等の利用に必要な書類（1）保育の必要性の事由を証明する書類』参照）および本人確認書類を添付の上、申請してください。入力内容等の詳細な注意事項については、申請フォームに記載しておりますので、必ずご確認ください。**なお、兄弟姉妹で同時に申込する際には、1人ずつの申請が必要です。**

【電子申請用QRおよびURL】



※左記のQRを読み込んでいただくか、以下のURLから「彦根市電子申請サービス」にお進みください。

※「彦根市電子申請サービス」から「令和6年度（2024度）保育所等利用申込【一斉募集】」（申請フォーム）を選択いただき、申請してください。

※電子申請では24時間申し込いただけます。

URL：https://apply.e-tumo.jp/city-hikone-u/offer/offerList_initDisplay.action

なお、インターネット環境がなく電子申請が出来ない場合や市外の保育所等への申込みをされる場合（P10『15 広域利用について』参照）は、申込用紙で受け付けます。その場合は、

以下の書類を受付期間内に市幼児課（午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土日・祝日を除く））にご提出ください。

- ① 保育認定申請書兼保育所等利用申込書（申請児童 1 人につき 1 枚）
- ② 保育の必要性の事由を証明する書類
（P6 『8 保育所等の利用に必要な書類（1）保育の必要性の事由を証明する書類』参照）
- ③ 本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）

8 保育所等の利用に必要な書類

（1）保育の必要性の事由を証明する書類

保育所等利用申込の際に、父親、母親および同居している 60 歳未満の祖父母について、それぞれ該当する事由の書類を添付してください。

ア 就労している場合

- 就労証明書（市指定様式あり）令和 6 年 4 月 1 日時点の状況を記入してください。

※ただし自営業の方は、

- 開業証明書、開業届、確定申告書の写し等の自営の実態が確認できる書類を併せて添付してください。

※株式会社、有限会社等の代表者である場合は不要です。

※農業に従事している方は、

- 耕作証明書（農業委員会が証明するもの）を併せて添付してください。

イ 母親が妊娠中か出産後間がない場合（産前 2 か月から産後 6 か月までの期間）

- 母子手帳の写し（表紙と分娩（予定）日が確認できる頁をコピーしてください。）

ウ 父親・母親が病気等の場合

- 診断書（市指定様式あり、治療期間を明記）または身体障害者手帳の写しもしくは療育手帳等の写し

エ 父親・母親が家族等の介護または看護をしている場合

- 介護・看護に関する申立書
- 介護を必要とする方の認定結果通知書もしくは認定結果が記載された被保険者証
- 看護を必要とする方の診断書（市指定様式あり、治療期間を明記）または障害者手帳の写し

オ 災害復旧の場合

- 罹災証明書

カ 求職活動中または保育所等入所後に求職活動をする場合

- 求職活動状況申立書

※求職活動中であることが確認できる書類の交付を受けている場合は、併せて添付してください。

キ 就学の場合

- 学生証の写しまたは在学証明書
- 時間割などの就学時間が確認できるもの

※留意事項

- 保育所等利用申込の際に、保育の必要性の事由を証明する書類（P6 『8 保育所等の利用に必要な書類（1）保育の必要性の事由を証明する書類』参照）の添付がない場合は原則として受け付けません。
- 兄弟姉妹が既に市内保育所等に在園しており、令和5年10月の所定期間に当該児童の現況届の提出手続きを既に済ませている場合は、保育の必要性の事由を証明する書類の提出は不要です。
- 保育所等利用申込の内容について、事実と相違があるときは、申込を取り消す場合がありますのでご注意ください。

（2）保育所等の利用決定後に提出する書類

保育所等の利用決定後、令和6年3月8日（金）までに次の①、②の手続きをしてください。

- ①『彦根市市税等口座振替依頼書』（提出先：振替希望金融機関またはゆうちょ銀行）
申込用紙は市内の各金融機関、ゆうちょ銀行の窓口にあります。申込用紙に必要事項を記入の上、預貯金通帳と通帳使用印鑑を添えて、振替希望の金融機関、ゆうちょ銀行で申込みをしてください。
- ②『国外での収入等が確認できる書類』（提出先：利用決定施設または市幼児課）
「父母」または「父母以外が扶養義務者の場合は児童の扶養義務者」の分が必要です。
 - ア 令和5年1月1日時点で国外に居住されていた方
国外での収入等が確認できる書類または「彦根市保育所保育料・食材料費に係る令和4年中の所得申告書」（指定用紙）
→「彦根市保育所保育料・食材料費に係る令和4年中の所得申告書」（指定用紙）については、利用決定施設および市幼児課窓口にあります。
 - イ 令和6年1月1日時点で国外に居住されていた方
国外での収入等が確認できる書類または「彦根市保育所保育料・食材料費に係る令和5年中の所得申告書」（指定用紙）
→「彦根市保育所保育料・食材料費に係る令和5年中の所得申告書」（指定用紙）については、利用決定施設および市幼児課窓口にあります。
 - ウ 令和5年1月1日時点で彦根市に住民登録がある方
令和5年1月2日以降に日本国内から彦根市に転入した方
→市町村民税額を証明する書類の提出は原則不要です。

9 保育料について

(1) 保育料の無償化について

3歳から5歳児の全ての子どもの保育料は無償です。

0歳から2歳児の子どもについては、生活保護世帯、住民税非課税世帯は無償です。

ただし、実費として徴収されている費用（食材料費や行事費など）は負担いただきます。

(2) 保育料の算定について（0歳から2歳児）

保護者の負担する保育料については、「父母」または「父母以外が扶養義務者の場合は児童の扶養義務者」の市町村民税の課税状況に応じて、年齢、保育の必要量の区分（保育標準時間・保育短時間）ごとに市が保育料を設定しており、4～8月分までの保育料は、令和5年度市町村民税の課税額、9～3月分までの保育料は、令和6年度市町村民税の課税額に基づき決定します。（P13『（参考）保育料徴収基準額表』参照）

- ① ひとり親世帯や在宅障害児（者）世帯においては、保育料が軽減される場合がありますので、市幼児課に相談してください。なお、該当世帯であっても、市町村民税の課税状況によっては保育料の負担があります。
- ② 国外に居住されていた方で、国外での収入が確認できる書類等の提出がない場合や税の申告をされていない方については、最高額で保育料を決定する場合がありますほか、該当する軽減等の適用を受けられない場合があります。

(3) 保育料の納付について（0歳から2歳児）

- ① 市内の保育所（園）、市内の公立認定こども園、市外の民間保育所（園）の場合
保育料は、各保護者から依頼された預金口座から、毎月末日に自動振替をします。
（末日が金融機関の休日に当たる場合は、翌月最初の営業日が振替日となります。）
- ② 市内の私立認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所、市外の公立保育所（園）・認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所の場合
保育料は、利用する施設に直接納入していただきます。納入方法等は、利用する施設に確認してください。

※保育料は月の初日時点で保育所等に在籍していると発生します。

（保育料は月額単価で定められており、原則日割計算はできませんのでご了承ください。）

※相談なく保育料に未納がある場合は、保育所等の利用審査において優先度が下がる場合があります。

(4) 副食費（おかず代）について

- ① 保育所、認定こども園（長時部）を利用する3～5歳児の副食費については、実費分として保護者にご負担いただきます。お支払いについては各施設での徴収となります。
- ② 副食費の金額については、各園により異なりますのでP16～『彦根市保育所等の紹介』をご覧ください。

③ 副食費の徴収について、以下の子どもについては免除となります。

ア D1 階層市民税所得割額 57,700 円未満世帯の子ども

イ 全ての世帯の第3子以降の子ども

※多子世帯の基準は保育料の多子世帯と同一です。（P13『(参考)保育料徴収基準額表』備考7～8参照）

10 利用審査について

家庭において保育することが困難な状況（令和6年4月1日の時点）を審査し、利用の可否を決定します。本市では、公正な審査を行うため、保育認定の事由等を基礎にした点数制により、点数の高い児童を優先し利用決定を行っており、第1希望の保育所等に利用できない場合は、第2希望以降の保育所等も考慮しながら、他の利用可能な保育所等との調整を行います。なお、定員を超える申込みがあった場合、審査の結果、希望する保育所等を利用できない場合があります。また、クラスの人数や保育室の面積等の都合により、点数が高い場合でも利用できないことがあります。

審査の結果、利用が内定すると、健康診断・入園式の日程等を保育所等から連絡します。

11 利用決定後の留意事項

利用が決定した方は、次のことについて、あらかじめ留意してください。

- ① 利用決定後利用を辞退する場合は、直ちに市幼児課へお申し出ください。
（申し出がない場合は、利用月の保育料を納めていただくことがあります。）
- ② 保育所等利用申込の際に、電子申請で入力、もしくは申込書に記載いただいた「氏名」、「住所」、「世帯構成」、「保護者」、「勤務先」が変更になった場合は、直ちに保育所等または市幼児課へ届出をしてください。（『教育・保育給付認定 施設等利用給付認定 変更申請書 兼 変更届』）
- ③ 支給認定証に記載の「保育の必要性の事由」、「保育必要量」、「支給認定期間」が変更になった場合は、直ちに保育所等または市幼児課へ届出をしてください。（『教育・保育給付認定 施設等利用給付認定 変更申請書 兼 変更届』）
- ④ 年度の途中で利用をやめる場合は、退所日までに『退所届』を保育所等または市幼児課へ提出してください。
- ⑤ 家庭で保育できるような状態になった時は、保育認定の事由に該当しなくなりますので、利用をやめていただきます。
- ⑥ 保育認定の有効期間の満了後も引き続き保育所等への利用を希望する場合は、市幼児課へ相談してください。
- ⑦ 食物アレルギーのある子どもについては、医師の指示書に基づき適切に対応しますので、各保育所等に相談してください。

1 2 保育時間について

保育時間は、保育所等ごとに定めていますが、勤務の都合等で延長保育が必要な場合は、利用申込時に希望の保育所等で相談してください。保育所等の開所時間等については、P16～

[『彦根市保育所等の紹介』](#)をご覧ください。

※ 新しく保育所等を利用する児童については、多くの場合、集団生活への適応等を目的として、いわゆる「ならし保育」を実施します。「ならし保育」の期間は、年齢やこれまでの保育所等の経験、保育所等の方針等により異なりますが、通常の保育の実施よりも短い時間に限定して保育することになるため、お迎えの時間を早めていただく等のご協力をお願いします。詳しくは、利用を希望される保育所等へお問い合わせください。

1 3 土曜日等の保育について

土曜日等の保育について、保護者の仕事がお休み等で家庭での保育が可能な場合は、家庭での保育にご協力をお願いします。

1 4 災害等発生時の保育について

近年、国内では、これまでの想定を大きく超えた災害が発生しており、気象警報発表時等には園児の安全確保に万全を期す必要があります。

本市で「避難情報の警戒レベル3以上が発令された場合」や「暴風警報を含む警報・特別警報が発表された場合」、および「震度5弱以上の地震が発生した場合」、園児の安全確保のため、臨時休園等の対応をさせていただきますので、ご理解いただきますようお願いします。

なお、臨時休園等の対応については、P14 [『気象警報発表時等における保育の実施について【第4版】』](#)をご覧ください。

※施設によって、災害発生時の対応が異なる場合があります。詳しくは、利用を希望される保育所等へお問い合わせください。

1 5 広域利用について

広域利用とは、彦根市に住民票がある状態で、保護者の勤務の都合等の理由により、他の市町村の保育所等を利用することです。広域利用の利用期間は、当該年度の4～3月の1年間です。そのため、次年度も引き続き利用を希望する場合は、翌年も希望先の施設のある市町村の利用申込みの時期に申し込みをする必要があります。

※利用の可否については、相手先の市町村と協議の上、結果をお知らせします。

※引き続き申込みをしたとしても、相手先の市町村の事情により利用できないことがあります。

16 施設情報について

詳しい施設情報については「ここdeサーチ - WAM NET (ワムネット)」にて公表されていますので、ご確認ください。以下の QR を読み込んでいただくと検索ができますので、ご活用ください。



URL : <https://www.wam.go.jp/kokodesearch/ANNO10100E00.do>



令和6年度彦根市保育所等利用調整基準表

【計算方法】申請に係る子どもの点数は、父母それぞれの④基本点数を合算し、さらに⑤補正点数を加減したものとします。

④ 基本点数 (※複数該当する場合は、最も高い点数を採用します。)							
番号	事由(父および母の状況)			父	母		
1	就労(注1) (自営業を含む)	月20日以上で1日8時間以上の就労を常態			10	10	
		月20日以上で1日6時間以上の就労を常態			9	9	
		月16日以上で1日6時間以上の就労を常態			8	8	
		月12日以上で1日6時間以上の就労を常態			7	7	
		上記以外で、月60時間以上の就労を常態			6	6	
	内職	月20日以上で1日8時間以上の内職を常態			8	8	
2	妊娠・出産(注2)		出産予定月とその前後の各2か月(産前2か月から産後2か月。ただし、家庭の状況により最長6か月間まで。)			8	
3	疾病・障害	疾病	入院	10		10	
			自宅内	常時病臥、感染性	10		10
				一般療養(長期安静要)	8		8
				上記以外で保育を必要とする場合	6		6
		障害	身体障害者等級1級、2級、療育手帳A1、A2、精神障害者保健福祉手帳1級		10		10
		身体障害者等級3級、療育手帳B1、精神障害者保健福祉手帳2級、3級		8		8	
		上記以外で保育を必要とする場合		6		6	
4	介護・看護	入院	同居の家族で病院等付き添いを常態		10		10
			身体障害者等級1級、2級、療育手帳A1、A2、要介護認定3～5の者の介護をする場合		10		10
		自宅療養	身体障害者等級3級、療育手帳B1、要介護認定1～2の者の介護をする場合		8		8
			上記以外で保育を必要とする場合		6		6
5	災害復旧	火災等による家屋の損傷、その他災害復旧で保育を必要とする場合			10	10	
6	求職活動	求職活動(起業準備も含む)または保育所等入所後に求職活動をする場合 ※ハローワークカードまたは雇用保険受給資格者証などの公的機関の証明がある場合は、右記の点数に1点加算			4	4	
7	就学(職業訓練中も含む)	上記1の就労の基準に準じ、就学日数等により決定			6～10	6～10	

⑤ 補正点数			
番号	事由	点数	
1	ひとり親家庭	母子家庭および父子家庭の場合(父母のどちらかが単身赴任中の場合を含む)	+13
2	第1希望施設	第1希望施設で入所調整する場合(注3)	+5
3	乳児保育所等卒園児	乳児保育所および地域型保育事業所卒園後、継続して保育所等を利用する場合	+4
4	保育士等として勤務	認可保育所等に保育士等として勤務する場合(注4)	+3
5	生活保護世帯および生活困窮世帯	就労による収入の増加により生活保護および生活困窮状態からの脱却が見込める場合	+3
6	子どもが障害を有する場合	子どもが障害を有する場合で、配慮が必要な場合	+2
7	同居の親族の状況	同居の祖父母等が60歳未満で家庭保育可能な場合	-2

優先項目	※同じ点数の場合、以下の項目で判断し、優先度を決定します。
1	希望先順位が高い
2	補正点数が高い
3	就労日数および就労時間が長い
4	児童の保育が支援できる親族等がない

(注1) 利用申込期限までに「就労(予定)証明書」が未提出の場合は、「求職活動」と判断します。

(注2) 「2. 妊娠・出産」の認定の有効期間(保育所等の利用可能期間)については、出産予定日から3か月以降についても、最長で出産予定日から6か月の間は、保育認定「⑤その他」を準用して認定します。

また、育児休業を取得したのち復職する場合に限り、産後12か月まで認定を延長することができます。

(注3) 第1希望施設について一律に加点して調整します。第2希望施設以降については、加点数なしで調整します。

(注4) 認可保育所等とは、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園をいいます。

保育士等とは、保育士、幼稚園教諭、保育教諭の資格を有する者をいいます。

※ 上記の他、育児休業のため一旦退園され、再度入園申込される場合については、考慮して調整します。

※ 上記以外の項目について審査する必要がある場合は、別途定めるものとします。

(参考) 令和5年度彦根市保育所等保育料徴収基準額表

(令和5年4月1日適用、単位:円/月)

階層区分	国の階層区分	定義	保育標準時間認定		保育短時間認定	
			3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
A	1	生活保護世帯	0		0	
B	2	市民税非課税世帯	0		0	
C 1	3	市民税所得割非課税世帯(均等割のみ課税世帯)	16,000		15,000	
C 2		市民税所得割額48,600円未満	16,000		15,000	
D 1	4	市民税所得割額64,800円未満	22,000		21,000	
D 2		市民税所得割額80,900円未満	27,000		26,000	
D 3		市民税所得割額97,000円未満	30,000		29,000	
D 4	5	市民税所得割額169,000円未満	40,000		39,000	
D 5	6	市民税所得割額246,500円未満	55,000		54,000	
D 6		市民税所得割額301,000円未満	61,000		59,000	
D 7	7	市民税所得割額397,000円未満	65,000		63,000	
D 8	8	市民税所得割額397,000円以上	76,000		74,000	

備考1 保育料の算定は、「児童の父母」および「父母以外が扶養義務者の場合はその扶養義務者」の市民税の合計を上記の保育料徴収基準額表に当てはめて決定します。

備考2 保育料は保育標準時間認定と保育短時間認定で金額が異なります。

- ・保育標準時間認定：1日に最大11時間までの範囲で、保育を必要とする時間を利用
- ・保育短時間認定：1日最大8時間までの範囲で、保育を必要とする時間を利用(午前8時から午後4時30分までの間の8時間)

備考3 年齢は4月1日における年齢です。

備考4 4月分～8月分保育料は令和5年度分市民税で、9月分～翌年3月分保育料は令和6年度分市民税で算定します。

備考5 市民税所得割額には、配当控除・住宅借入金等特別控除・寄附金税額控除・外国税額控除等の税額控除の適用はありません。

備考6 ひとり親世帯等や在宅障害児(者)のいる世帯においては、保育料が軽減される場合があります。

(D2階層市民税所得割額77,101円以上～D8階層を除く。ひとり親世帯等とは児童扶養手当を受給している世帯に限ります。)

備考7 多子世帯においては、同一世帯で小学校就学前の範囲において保育所等を同時利用されている場合の保育料は、第2子は半額、第3子以降は無料となります。また、生計を一にする世帯で、年齢制限や保育所等の同時利用に関わらず、C1～D1階層57,700円未満の世帯においては、第2子は半額第3子以降は無料、D1階層57,700円以上～D3階層については、第3子以降は無料となります。

備考8 多子のカウントについては、A～D3階層は年齢制限に関わらず同じ世帯の子どもを対象としますが、D4～D8階層は0歳から小学校就学前までの保育所等を利用している子どもを対象としています

■ 気象警報発表時等における保育の実施について【第4版】

～ 保育所・認定こども園・地域型保育施設版～

(令和4年12月1日から適用)

□ 避難情報の警戒レベル3以上が発令された場合

登園前 / 登園中に発令された場合	登園を見合わせて、安全な場所に避難をしてください。
登園後(保育中)に発令された場合	原則、全ての保育活動を中止し、各園から保護者の皆様に園児のお迎えを依頼します。
前日午後7時から当日午前7時までに 発令が解除された場合	午前8時30分から保育を開始します。(給食の提供アリ)
当日午前7時から午前11時までに 発令が解除された場合	午後1時から保育を開始します。(給食の提供ナシ)
当日の午前11時以降に 発令が解除された場合	臨時休園とします。

※警戒レベル3以上の発令が解除された後も各園の状況に応じて、臨時休園等の措置を行う場合があります。その際は、各園からメール配信システム等を通じて保護者の皆様に連絡します。

□ 防災気象警報(暴風警報・暴風雪警報・特別警報(大雪・大雨・暴風・暴風雪))が発表された場合

登園前 / 登園中に発表された場合	登園を見合わせて、安全な場所に避難をしてください。
登園後(保育中)に発表された場合	原則、全ての保育活動を中止し、各園から保護者の皆様に園児のお迎えを依頼します。
前日午後7時から当日午前7時までに 警報が解除された場合	午前8時30分から保育を開始します。(給食の提供アリ)
当日午前7時から午前11時までに 警報が解除された場合	午後1時から保育を開始します。(給食の提供ナシ)
当日の午前11時を過ぎてから 警報が解除された場合	臨時休園とします。

※大雪を要因とする特別警報の指標としては、「50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合」が想定されています。

※その他の警報(大雨・洪水・大雪警報等)が発表された場合については、原則、通常保育を行います。各園の状況に応じて、臨時休園等の措置を行う場合があります。その場合は、各園からメール配信システム等を通じて保護者の皆様に連絡します。

□ 震度5弱以上の地震が発生した場合

登園前 / 登園中に発生した場合	臨時休園とします。
登園後(保育中)に発生した場合	原則、全ての保育活動を中止し、各園から保護者の皆様に園児のお迎えを依頼します。

※翌日以降の保育の実施については、施設の点検や安全確認を行った上で判断をします。休園等の措置を行う場合は、各園からメール配信システム等を通じて保護者の皆様に連絡します。



病児・病後児保育のご案内

■病児・病後児保育とは

子どもが病気の際に、当面の症状の急変が認められない場合(安定期・回復期)において、通常の集団保育がふさわしくない間、保護者の仕事などの都合で、家庭での養育が困難な場合に、病児・病後児保育室にて、医師・看護師および保育士が連携して一時的に児童をお預かりするものです。

○実施施設

名称	病児保育室 こあら
所在地	彦根市戸賀町36-6(医療法人藤野こどもクリニック内)
電話(予約先)	0749-47-5366(FAX兼用)
実施機関	医療法人藤野こどもクリニック ※彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町の委託事業
定員	1日につき6名
利用期間	集団保育が困難であり、かつ、保護者が家庭で育児を行うことができない期間の範囲内とする。



○利用できる児童

彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町に在住の概ね10歳未満の児童で、『病気安定期・病気回復期』において、通常の集団保育等がふさわしくなく、かつ保護者の仕事などの都合で、家庭での養育が困難な場合にある児童(ただし、施設の利用状況や医師の判断によりお断りすることもあります。)



○開設時間

月・火・水・木・金 午前8時30分から午後6時00分まで

※ 土曜日、日曜日、祝日および夏季中旬、年末年始は閉室しています。

詳細は施設にお問い合わせください。

○利用料

利用料は次のとおりです。利用の際に直接施設でお支払いください。

利用時間	利用料金(1回)
4時間を超える場合	2,000円
4時間以内	1,000円



※ 生活保護世帯は、上記金額の全額を助成します。

※ 前年度市町村民税非課税世帯は、利用後に上記金額の半額を助成します。

※ 上記は利用時間に関係なく、児童1人につき1回あたりの利用料金です。

※ おむつ代など利用児童個々の処遇に要する経費については、別途実費相当分が必要です。

※ 利用中に病状の変化があった場合には、医師の診察を受けていただく場合があります。この場合にかかった費用は、保護者に負担いただきますので、あらかじめご了承ください。

○昼食等

施設では準備できませんので、昼食、おやつについては症状に応じたお弁当などを各自ご持参ください。

○持ち物

印鑑、健康保険証、母子手帳、おくすり手帳、着替え、タオル、おむつなど。事前に施設にお尋ねください。

○利用方法

原則、前日までに実施機関に連絡し、許可をもらってください。当日、実施機関の医師による診察の後、利用可能となれば、入室いただけます。

「病児保育室 こあら」は、医療機関ではありません。実施機関での保育が無理だと医師が判断した場合等は、ご利用をお断りする場合があります。

○事業に関する問い合わせ先

彦根市子ども未来部幼児課(彦根市平田町670番地 彦根市福祉センター2階)

TEL0749-23-9597(直通)



市内保育所等MAP



☆ 保育所等一覧表 ☆

☆ 延長保育の時間を含む。

園によって延長保育料がかかる場合がありますので、各園の施設ガイドのページをご確認ください。

園名	住 所	定員	電話番号	FAX番号	平日開所時間 (☆)	土曜日開所時間	対象年齢	保育サービス実施状況			
								延長保育	一時保育	休日保育	園庭開放
① 市立西保育園	〒522-0067 長曾根町8-21	110	22-1194	22-1194	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:30	6か月 ~ 5歳児	○	※		○
② 市立東保育園	〒522-0082 安清町8-4	120	22-1394	22-1394	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:30	6か月 ~ 5歳児	○	※		○
③ 市立ふたば保育園	〒522-0235 金剛寺町101	140	28-2405	28-2601	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:30	6か月 ~ 5歳児	○	○	○	○
④ 城南保育園	〒522-0054 西今町285-1	210	22-2582	22-2583	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:30	6か月 ~ 5歳児	○			○
⑤ 日夏保育園	〒522-0047 日夏町2634-1	80	28-0614	28-0614	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:30	6か月 ~ 5歳児	○	○		○
⑥ 花田保育園	〒522-0046 甘呂町473-2	60	28-0580	28-0580	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:30	6か月 ~ 5歳児	○	○		○
⑦ 多景保育園	〒522-0058 須越町1154-5	60	28-0681	28-0681	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:30	6か月 ~ 5歳児	○	○		○
⑧ 旭森保育園	〒522-0027 東沼波町498-2	150	22-2658	22-2658	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:30	6か月 ~ 5歳児	○			○
⑨ 鳥居本保育園	〒522-0004 鳥居本町1445	60	23-6091	23-6091	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:30	6か月 ~ 5歳児	○	○		○
⑩ 亀山保育園	〒529-1155 賀田山町272-2	60	25-1209	25-1209	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:30	6か月 ~ 5歳児	○	○		○
⑪ しあわせ保育園	〒522-0222 南川瀬町1195-1	90	28-0581	28-0200	7:00 ~ 19:00	7:30 ~ 18:30	6か月 ~ 5歳児	○			×
⑫ 稲枝ふたば保育園	〒521-1133 本庄町2647	90	43-2053	43-2238	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:30	6か月 ~ 5歳児	○	○		×
⑬ ことぶき保育園	〒521-1103 上岡部町503	70	43-2057	43-2190	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:30	6か月 ~ 5歳児	○	○		×
⑭ みづぼ保育園	〒521-1113 稲部町400-1	120	43-4394	43-6562	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:30	6か月 ~ 5歳児	○	○		○
⑮ ノゾミ保育園	〒522-0064 本町一丁目8-20	90	22-6011	22-6013	7:30 ~ 19:30	7:30 ~ 18:30	6か月 ~ 5歳児	○			×
⑯ めぐみ保育園	〒522-0201 高宮町1755	90	26-5791	26-5793	7:00 ~ 19:00	7:30 ~ 18:30	6か月 ~ 5歳児	○	○		×
⑰ るんびに一保育園	〒522-0083 河原一丁目1-4	90	26-1230	21-1180	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:30	6か月 ~ 5歳児	○	○		○
⑱ 彦根乳児保育所	〒522-0051 中藪二丁目2-6	80	22-5768	26-6807	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	2か月 ~ 3歳児	○	○		○
⑲ どんぐり保育園	〒522-0223 川瀬馬場町1149-1	90	25-5110	25-5112	7:15 ~ 19:15	7:15 ~ 18:15	2か月 ~ 5歳児	○	○		○
⑳ 森の子保育園	〒522-0055 野瀬町106	110	23-4918	23-4928	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:30	6か月 ~ 5歳児	○	○		×
㉑ 旭森乳児保育園	〒522-0025 野田山町1099-1	45	30-9321	30-3386	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:30	4か月 ~ 3歳児	○		○	○
㉒ レイモンド大藪保育園	〒522-0053 大藪町2655	90	47-5945	47-5946	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:30	6か月 ~ 5歳児	○			×
㉓ ほいくえんももの家だいち	〒522-0043 小泉町395-7	85	47-5500	26-2150	7:15 ~ 19:15	7:15 ~ 18:15	6か月 ~ 5歳児	○			×
㉔ こだまそよかぜ保育園	〒522-0024 正法寺町26-4	90	22-0415	22-0418	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	6か月 ~ 5歳児	○	○	△	×
㉕ どんぐりけんだいまえ保育園	〒522-0057 八坂町3248	46	28-7040	28-7041	7:15 ~ 19:15	7:15 ~ 18:15	2か月 ~ 5歳児	○	○		×
㉖ ひこねさくら保育園	〒522-0033 芹川町586	90	26-3800	26-3805	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:30	6か月 ~ 5歳児	○			○
㉗ 彦根かんがの一保育園	〒522-0042 戸賀町53-3	50	49-2022	49-2030	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:30	3か月 ~ 5歳児	○	○		×
㉘ ウェルネス保育園彦根	〒522-0007 古沢町255-1 伊ヶ崎彦根内	44	49-3731	49-3732	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	6か月 ~ 5歳児	○		○	×
㉙ アイグラン保育園南彦根	〒522-0044 竹ヶ鼻町17-1	60	30-9876	30-9877	7:30 ~ 19:30	7:30 ~ 19:30	6か月 ~ 5歳児	○			○

※：入所前の児童のみ受入 △：第2日曜日のみ

【認定こども園（2・3号（保育）認定）】

園名	住 所	定員	電話番号	FAX番号	平日開所時間	土曜日開所時間	対象年齢	保育サービス実施状況			
								延長保育	一時保育	休日保育	園庭開放
③⑩ 市立平田こども園	〒522-0041 平田町303-1	60	23-7120	23-7119	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:30	6か月 ~ 5歳児	○	○		×
③⑪ 聖ヨゼフこども園	〒522-0062 立花町2-24	70	22-5376	22-5523	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:30	6か月 ~ 5歳児	○			○
③⑫ ABC ENGLISH プリカール	〒522-0053 大藪町2496-1	45	23-2000	20-8829	8:00 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	2歳児 ~ 5歳児	○			○
③⑬ 認定こども園 ひかりの森	〒521-1122 三津町462-1	60	47-3237	47-3238	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:30	6か月 ~ 5歳児	○	○		○
③⑭ (仮称) 金城こども園	〒522-0056 開出今町1402番地1	109	082-554-4870	082-554-4878	7:30 ~ 19:30	7:30 ~ 19:30	6か月 ~ 5歳児	○	○		○

【小規模保育事業所】

園名	住 所	定員	電話番号	FAX番号	平日開所時間	土曜日開所時間	対象年齢	保育サービス実施状況			
								延長保育	一時保育	休日保育	園庭開放
③⑮ ほほえみ園	〒522-8503 駅東町15-1	19	22-3332	27-4567	7:15 ~ 19:30	7:30 ~ 18:30	6か月 ~ 2歳児	○			×
③⑯ パレット	〒521-1135 新海町2240	19	29-9073	20-6885	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	1か月 ~ 2歳児	○		○	×
③⑰ にこにこおひさま園	〒522-0027 東沼波町1235番地5	19	20-2961	20-2961	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:30	6か月 ~ 2歳児	○	○		×
③⑱ つぼみ保育園	〒522-0201 高宮町2373番地	19	49-2572	49-2573	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:30	6か月 ~ 2歳児	○			×

【事業所内保育事業所】

園名	住 所	定員	電話番号	FAX番号	平日開所時間	土曜日開所時間	対象年齢	保育サービス実施状況			
								延長保育	一時保育	休日保育	園庭開放
③⑲ かるがも保育所	〒522-0044 竹ヶ鼻町80	35	23-1804	23-1804	7:45 ~ 20:00	7:45 ~ 18:45	6か月 ~ 2歳児	○	○	○	×

※ 定員および開所時間は変更になる場合があります。
 ※ 土曜日は事前申請による希望保育です。詳しくは、P.16～『彦根市保育所等の紹介』をご覧ください。
 ※ 一時保育、園庭開放については各施設にお問い合わせください。